

トルコ新産業財産権法の発行

1. 特許関連についての主な改正

- 公報発行の日から6ヶ月以内の付与後異議申立の制度が導入された。
- 先行技術調査後、実体審査を行わずに、7年の権利期間を有する特許を選択できる規定が廃止され、実用新案制度が再導入された。実用新案には新規性調査が課せられる。
- ヒトの遺伝子配列の単純な発見やヒトをクローン化する技術については特許性を有しないが、この例外を除けば、特許権の取得が可能である。

2. 商標の主な改正

- 色商標、音商標、動き商標における紙媒体での再現という要件が除去された。
- 同一商標、類似商標による拒絶の場合、審査官から引用された商標の権利者からの同意書を提出すれば、引用商標の克服が可能となった。
- 異議申立の期間が、3か月から2か月に短縮された。
- 商標取消し請求が、旧法下の裁判所への提起から、特許商標庁へ提起可能となったが、体制整備のため、7年の猶予期間が設けられている。

3. 工業デザイン

- 新規でないデザインは拒絶されるが、審査は、出願の方式審査の過程で行われる。
- 付与後異議申立の期間は、6ヶ月から3か月に短縮された。
- デザインがトルコ国内で最初に公になったときのみ、意匠登録が無くても3年間は保護される。

4. 地理的表示の保護と伝統的製品名の保護

- 伝統的な産物の名称は、それが少なくとも30年間個別のマーケットで使用されていることが証明されれば、知的財産権の定義に含まれる。
- 地理的表示、伝統的産物名が付された産物の製造、使用、販売における標章の使用は、官報への登録日掲載から毎年の使用事実が必要となる。

今回の改正は、欧州の知的財産法に合わせた法改正であり、多くの改正点を含んでいる。